

# 第5回上下水道事業審議会資料 (水道事業・下水道事業)

## 目次

1. 答申書（案）の確認について（水道事業）
2. 答申書（案）の確認について（下水道事業）

令和8年5月20日  
那須塩原市上下水道部管理課



好きを、編む。  
那須塩原市

# 1. 答申書（案）の確認について（水道事業）



好きを、編む。  
那須塩原市

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

令和8(2026)年5月26日

(案)

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市上下水道審議会  
会長 太田 正

那須塩原市水道事業経営戦略の改定及び水道料金の見直しについて（答申）

令和7(2025)年10月3日付け那塩管第236号で諮問のありました那須塩原市水道事業経営戦略の改定及び水道料金の見直しの必要性について、慎重に審議し下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

## 根拠資料・審議経緯

那塩管第236号  
令和7(2025)年10月3日

那須塩原市上下水道事業審議会会長 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



諮問書

那須塩原市上下水道事業審議会条例(平成19年那須塩原市条例第28号)第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 那須塩原市水道事業経営戦略の改定について
- (2) 水道料金の見直しの必要性の有無について
- (3) 見直しの必要性がある場合における具体的な料金制度・実施時期について

第1回審議会資料より (R7. 10. 3)

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

### 1 はじめに

本市の水道は、市民の日常生活はもとより、地域における経済活動においても必要不可欠なライフラインとなっています。今後とも、本市水道事業の目指すべき姿である「市民に信頼される水道」の実現に向けて、事業運営のさらなる効率化、必要となる財源の確保など、将来にわたり安定的かつ持続可能な水道事業を維持していくための取組が求められています。

また、多くの水道施設や管路が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えること、激甚化・頻発化する災害に対する備えとして施設の耐震化やバックアップ機能の強化が求められていることから、これらの課題への対策が急務となっています。

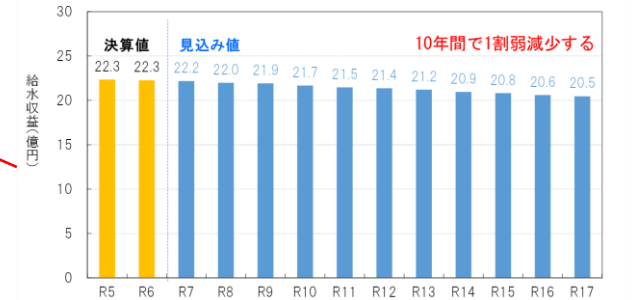
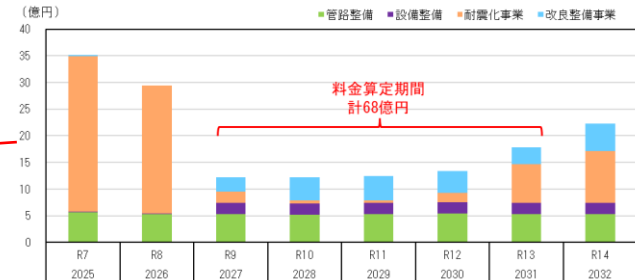
一方で、近年の社会・経済情勢の変化による物価高騰、担い手不足による人件費の高騰等により、事業運営にかかる費用は増加の様相を呈する中、加速化する人口減少により原資となる水道料金収入は、今後ますます減少していくことが見込まれ、このままでは健全な事業経営を継続していくことが難しい状況となっています。

こうした状況の下にあって、本市水道事業を後世に引き継ぐため、今後、老朽化施設の更新や耐震化を行いながら、水需要に応じた施設の統廃合や規模の適正化を同時に推進し、安定した水道水の給水を維持・継続するために必要となる財源確保の方策について、市民生活や経済活動への影響等に配慮した上で、真摯な審議を行った結果、以下のとおり結論を得ることとなりました。

## 根拠資料・審議経緯



那須塩原市水道事業基本計画（R4年3月改定）



水需要に応じて給水収益（水道料金収入）は減少していく見通し

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

### 2 答申内容

#### 1) 那須塩原市水道事業経営戦略の改定

本市では、平成 29 年度から令和 9 年度を計画期間とする「那須塩原市水道事業基本計画（水道事業ビジョン及び経営戦略）」を水道事業経営の指針として、事業活動を行っています。現行の経営戦略は、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化が進む水道施設や管路の更新に対応すべく策定されたものですが、近年の物価高騰や施設の耐震化及び再編成計画等による事業費の見直しなどが反映されていません。

このことから、以下に示す水道料金の見直しに応じて中長期的な経営方針を検討し、これに基づき経営戦略を改定する必要があると判断します。

## 根拠資料・審議経緯

そこで、前回ビジョンの計画期間満了を迎えるに当たり、新水道ビジョンの考えの下、将来を見据えた事業計画を立案し、より効率的な水道事業の運営を目指し、新たに「那須塩原市水道事業ビジョン」を平成 28(2016)年 9 月に策定しました。

その後、気候変動影響の顕在化や新型コロナウイルス感染症蔓延など社会情勢は大きく変化し、本市水道事業においても、本計画に掲げた事業を進めるに当たり、新たな課題が浮き彫りとなってきていることから、計画期間中間年度である令和 3(2021)年度に本計画の改定を行うものです。

### 那須塩原市水道事業基本計画（R4年3月改定）

#### 2. 財政シミュレーション

訂正後

##### 2.2 投資計画 長期計画（令和 7 年度～令和 3 9 年度）

###### ■ 長期計画（令和 7 年度～令和 3 9 年度）

（1）改良整備事業  
施設能力の最適化、ダウンサイジングを軸に配水区域の見直し、施設の統廃合を行う。  
令和 7 年度～令和 3 9 年度における概算事業費：計約 3 4. 5 億円

【主な事業】  
①北那須水道受水施設整備  
②配水施設再編成  
③施設撤去工事

（2）耐震化事業  
上下水道耐震化計画に則り、被災時の影響が大きい急所施設である浄水場と、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設である、医療機関、避難所等に接続する管路の耐震化を行う。  
令和 7 年度～令和 3 9 年度における概算事業費：計約 3 0 5 億円

【主な事業】  
①鳥野目浄水場～黒磯地内病院・避難所の耐震化  
②千本松浄水場～国際医療福祉大学病院・西那須野地内避難所の耐震化

第 2 回審議会資料より（R7. 11. 20）

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

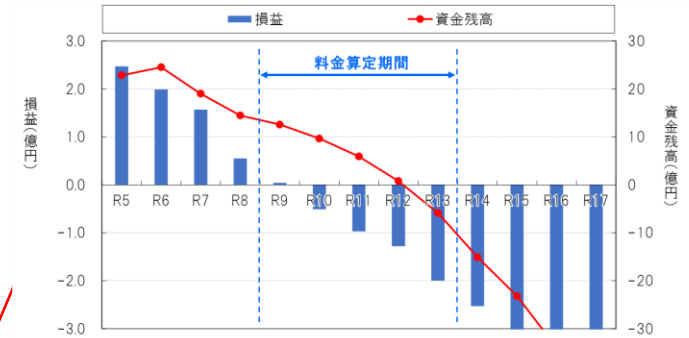
### 2) 水道料金の見直しの必要性の有無

本市の水道料金は、平成 22 年度に旧市町の料金体系を統一してから 15 年以上の間、現在の水準を維持してきましたが、この間に経済情勢や社会環境が大きく変化したことから、直面する事業課題に対応した資金確保が難しくなっています。

そこで、直近の施設耐震化・再編成事業等の投資計画を整理し、さらに、近年の物価高騰や金利上昇等の社会情勢による影響を勘案した財政シミュレーションを実施した結果、**現行料金を維持した場合は、令和 10 年度に収益的収支に損失が発生し、令和 13 年度には資金が底をつく見込みとなりました。**

これらのことから、水道事業経営を健全に保ち、将来にわたって持続可能な事業運営を継続していくためには、**水道料金の見直しが必要と判断します。**

## 根拠資料・審議経緯



令和10年度に赤字が発生し、令和13年度に資金不足となる

第 2 回審議会資料より (R7. 11. 20)

### (3)水道料金の見直しの必要性 事務局より資料に基づき説明

会 長：結論から申し上げますと、事業の継続を図る上では、現行の料金のままでは厳しく、客観的な状況を踏まえた上でどうするか御判断をいただくことになる。現行料金からの改定幅についての議論は次回以降となるが、何らかの形で料金の改定は必要であるという共通の認識をいただけたという理解でよいか。

<委員賛同>

第 2 回審議会議事録より (R7. 11. 20)

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

### 3) 水道料金の改定率及び実施期間並びに新旧料金表

水道料金の改定率については、令和9年度から令和13年度までの5年間の料金算定期間とし、算定期間中に赤字を発生させないこと、毎年の水道事業の運営や非常時の備えとして必要な資金を11億円以上確保すること、企業債残高（借入残高）を著しく増加させないことを経営の基本方針とし、将来にわたる市民生活などへの配慮について十分に検討した結果、改定率は19.2パーセントとすることが適当と判断します。

改定の実施時期については、現在の水道料金を維持した場合、令和10年度に損失が発生し、令和13年度中には資金不足となることが見込まれるため、早期の改定が望まれます。

その上で、物価高における市民生活や企業活動への影響を鑑み、また、市民への丁寧な説明を行ったうえで、十分な周知期間を確保するため、令和9年4月から新料金を適用することが適当であると判断します。

現行の水道料金表及び改定後の新水道料金表を別表に示します。

## 根拠資料・審議経緯

### 適正な料金水準の考え方

- ① 算定期間中に赤字を発生させない
- ② 全期間において資金残高11億円を下回らない
- ③ 企業債残高（借入残高）を著しく増加させない

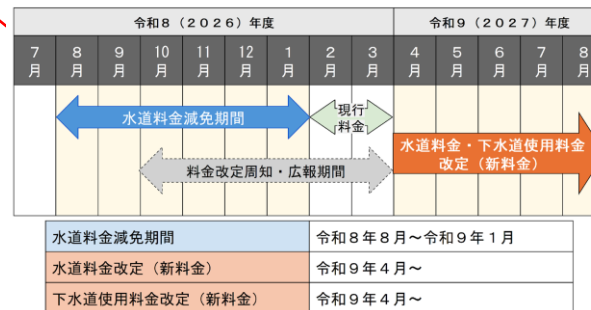
第2回審議会資料より（R7.11.20）

会長：最後に改めて確認するが、水道料金の改定率は①案の19.2%とする。

第4回審議会議事録より（R8.3.25）

### 実施スケジュールについて

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金減免を実施予定。現行料金に一時戻した後、令和9年4月より今回の料金改定を実施。



第4回審議会資料より（R8.3.25）

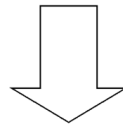
# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

別表 改定後の水道料金表

【現行】 (税抜・2箇月あたり)

基本料金		従量料金	
口径	金額	区分	金額
φ13	1,730円	~20m <sup>3</sup>	80円
φ20	2,500円	21m <sup>3</sup> ~	166円
φ25	4,910円		
φ30	7,030円		
φ40	11,810円		
φ50	19,510円		
φ75	41,570円		
φ100	71,860円		
φ150	166,560円		



【改定後】 (税抜・2箇月あたり)

基本料金		従量料金	
口径	金額	区分	金額
φ13	2,063円	~20m <sup>3</sup>	96円
φ20	2,980円	21m <sup>3</sup> ~	198円
φ25	5,853円		
φ30	8,380円		
φ40	14,078円		
φ50	23,256円		
φ75	49,552円		
φ100	85,658円		
φ150	198,540円		

## 根拠資料・審議経緯

【料金体系】水道、R9年度

口径	基本料金 (税抜)	
	現行料金	新料金
φ13	1,730円	2,063円 (+333)
φ20	2,500円	2,980円 (+480)
φ25	4,910円	5,853円 (+943)
φ30	7,030円	8,380円 (+1,350)
φ40	11,810円	14,078円 (+2,268)
φ50	19,510円	23,256円 (+3,746)
φ75	41,570円	49,552円 (+7,982)
φ100	71,860円	85,658円 (+13,798)
φ150	166,560円	198,540円 (+31,980)
区分	従量料金	
	現行料金	新料金
~20m <sup>3</sup>	80円	96円 (+16)
21m <sup>3</sup> ~	166円	198円 (+32)

第4回審議会資料より (R8.3.25)

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

### 3 審議会としての附帯意見

#### 1) 市民への丁寧な説明について

水道料金改定にあたっては、水道事業の現状、料金改定の必要性、改定後の各利用者への影響、改定における配慮の内容などについて、市民が理解できるよう、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、多様な方法により広く周知することを要望します。

さらに、料金改定後も、水道事業の経営状態や事業の実施状況、水道の安全性などについて、引き続き、分かりやすく広報するとともに、市民の声を積極的に聴取するなど、双方向のコミュニケーションに努めることを要望します。

#### 2) 投資財政計画の最適化及び経営合理化等の取り組みについて

水道料金は、現状の見通しでは5年程度で再度の改定について検討が必要であることが示唆されています。水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、引き続き施設のダウンサイジングや再編などによる投資財政計画の最適化を図るとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などによる経営の合理化・効率化に努め、将来世代の負担を少しでも軽減するための新たな取り組み等について継続して検討されることを要望します。

## 根拠資料・審議経緯

A委員：資料22ページについて、今後の水道料金改定の流れとして、料金の減免があり、現行料金に一時戻り、その後改定となる。水道料金を支払っている方々からすると、急激な料金上昇というイメージが出ると思う。誤解を招かないため、国・市で設定した減免期間の方針や今後の料金上昇について、広報等で周知する必要がある。

会 長：重要な指摘と思う。急激な価格上昇に対する具体的な市民への周知について、どのように検討しているか。

事務局：国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について減免内容が決定したため、ホームページに掲載し周知しようと考えている。また、水道の契約者が対象となるため、検針票に減免措置の方針を記載し、周知を行うことを考えている。さらに、料金改定となった際の周知期間は、早い段階から進めた方が良い、あるいは交付金の取り組みと併せた方が良いのではという考えもあるが、2026年9月の議会で議決が得られた後、10月以降の半年間を使用して段階的に行うことを考えている。いずれにせよ、料金改定については丁寧に説明すべきと捉えている。

B委員：料金改定方針が正確に伝わるよう丁寧に説明し、また、市が実施している出前講座に下水道・水道料金の項目を追加してもらえれば、自治会の方でできる限り学ぶように呼びかけたい。

第4回審議会資料より（R8.3.25）

事務局：今回、改定率を決定していただいたが、その中で、次回改定率の話がありました。現時点での次回改定率は目安として示させていただいているが、今後、少しでも上げ幅が下がるように上下水道事業の効率化を進め、努力していきたい。

第4回審議会資料より（R8.3.25）

# 1. 答申書（案）について

## 答申書（案）

### 3) 料金体系の見直し検討について

審議会での審議に際して、急激な料金変動が発生しないよう、基本料金や従量料金の逡増度は現行のまま維持し、全体の水準のみを見直す内容とすることが望ましいとする市の方針が示されました。

審議会として、今回改定においては、市の方針のとおり、急激な変化は避けるべきとの考えを了としますが、本来であれば、水道使用者の使用状況等を詳細に分析したうえで、基本料金及び従量料金の逡増度についても検証することが必要であると考えます。次回以降の水道料金の見直しについて検討する際は、これら料金体系のあり方についても検討することを要望します。

## 根拠資料・審議経緯

### 2. 財政シミュレーション

#### 2.1 基本条件

##### (2) 料金体系の設定

【水道料金】		(※各月使用分・段階)
メーター口径	基本料金	従量料金（1階分）
13mm	1,720円	20mまでの分：80円 20mを超えた分：140円
20mm	2,500円	
25mm	4,910円	
30mm	7,000円	
40mm	11,800円	
50mm	19,510円	
75mm	41,510円	
100mm	71,800円	
150mm	168,500円	

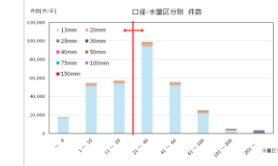
現行の水道料金における、口径別の基本料金の設定、二段階の従量料金の設定は、実際の水の使用状況に則したものとなっている。

基本料金：使用者の多い13mmを安く設定  
従量料金：20m3/2か月を境界とした設定

よって、

料金体系（＝料金の区分方法）は維持することとする。

※料金水準（何円にするか）については今後審議予定



第2回審議会資料より（R7.11.20）

- A委員：5～6ページについて伺いたい。  
現行の従量料金は2段階の設定で公平な体系と説明をされていたが、私は公平性について疑問に思う。他事業体の事例説明にもあった、3段階・4段階に設定を細分化し、使用量が多い大口利用者の従量料金を少し増やす体系の方が公平と考えるが、どうか。
- 会長：重要な論点の一つと思う。2段階の料金体系の逡増度について、公平性の観点からどのような理解が必要か説明いただきたい。
- 事務局：大口利用者ほど高い料金設定にした方が、単価および逡増度が高くなり、使用料金の増収が見込めるのではないかとこの意見と理解した。それらを行わず、一般家庭も大口利用者も料金設定が変わらない設定という意味で、「公平」という言葉を用いた。一方で、逡増度が高い料金設定にした場合、大口利用者の使用料金への依存度が高い料金体系となるため、大口利用者の使用量が減少した際に、料金収入が下がってしまう懸念がある。また、一般家庭と大口利用者との逡増度に大きく差が生じる。以上の点から、公平性、特定の区分の方の使用量に依存しない形で検討の結果、現行料金体系に維持が望ましいと考える。
- 会長：地域の特性がそれぞれあるため、その特性を踏まえた公平性を考えていただきたいという意見と思う。重要な論点であるが、今回の審議は料金水準のみを対象とし、料金体系は現状維持の方針としている。そのため、料金体系自体の見直しを行うための議論ではないことをご理解いただきたい。また、補足を申し上げますと、料金体系には使うほど料金単価が上がる「従量逡増制」、使用量に関係なく単価が同じ「均一制」、使うほど単価が下がる「従量逡減制」の3種類がある。全国的には、従量逡増制の料金体系の割合が多いが、(公)日本水道協会のガイドラインによると均一制が望ましいとなっており、公平性や原価の割り振りなどの観点から、色々な考え方があることを紹介させていただいた。今回は、料金体系は現状維持としているが、次回以降の見直し時にこの議論は避けられない論点と考える。それまでの間のご理解をいただきたい。

第2回審議会議事録より（R7.11.20）

## 2. 答申書（案）の確認について（下水道事業）



好きを、編む。  
那須塩原市

## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

（案）

令和 8 (2026) 年 5 月 2 6 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市上下水道審議会  
会長 太田 正

那須塩原市下水道事業経営戦略の改定及び下水道使用料の見直しについて（答申）

令和 7 (2025) 年 1 0 月 3 日 付け那塩管第 237 号で諮問のありました那須塩原市下水道事業経営戦略の改定及び下水道使用料の見直しの必要性について、慎重に審議し下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

### 根拠資料・審議経緯

那塩管第237号  
令和7(2025)年10月3日

那須塩原市上下水道事業審議会会長 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



諮問書

那須塩原市上下水道事業審議会条例(平成19年那須塩原市条例第28号)第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

#### 1 諮問事項

- (1) 那須塩原市下水道事業経営戦略の改定について
- (2) 下水道使用料の見直しの必要性の有無について
- (3) 見直しの必要性がある場合における具体的な使用料制度・実施時期について

第 1 回審議会資料より (R7. 10. 3)

## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

#### 1 はじめに

本市の下水道は、昭和 55 年の供用開始以来、市民の生活環境の向上、公共用水域の水質保全、そして浸水防除という重要な役割を担う、必要不可欠なライフラインとなっています。今後とも、本市下水道事業の目指すべき姿である「めぐる水 未来へつなぐ 快適な暮らし」の実現に向けて、事業運営の効率化、必要となる財源の確保など、将来にわたり安定的かつ持続可能な下水道事業を維持するための取組が求められています。

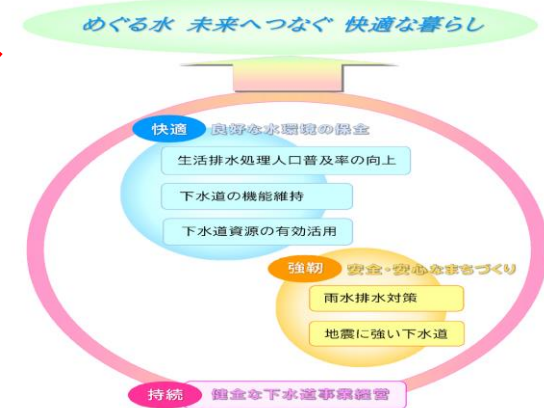
また、多くの下水道施設や管路が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えること、激甚化・頻発化する災害に対する備えとして、下水道施設の耐震化が求められていることに加え、黒磯水処理センターへのし尿受け入れ事業に伴う施設の増設等、様々な課題への対策が急務となっています。

一方で、近年の社会・経済情勢の変化による物価高騰、担い手不足による人件費の高騰等により、事業運営にかかる費用は増加の様相を呈する中、重要な原資となる下水道使用料収入は、今後ますます減少していくことが見込まれます。

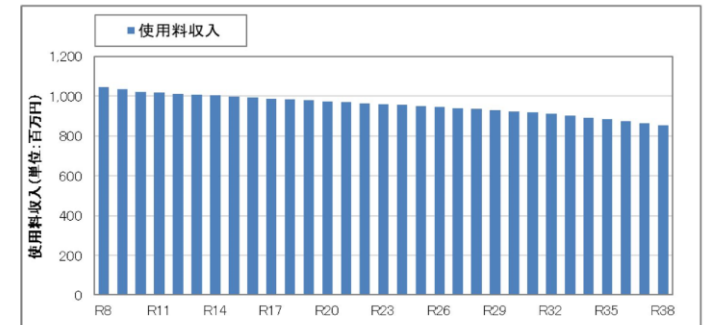
現状においても経費回収率は 100%を下回り、本来使用料で賄うべき汚水処理費用の不足分を一般会計からの繰入金に依存しているため、健全な事業経営への転換が求められる状況となっています。

こうした状況の下にあって、本市下水道事業を後世に引き継ぐため、今後、老朽化施設の更新や耐震化等を計画的に推進するとともに、一般会計からの繰入金への過度な依存の解消を目指し、適正な費用負担の原則（雨水公費・汚水私費）に則った事業継続のための財源確保の方策について、市民生活や経済活動への影響等に配慮した上で、真摯な審議を行った結果、以下のとおり結論を得ることとなりました。

### 根拠資料・審議経緯



第2期 那須塩原市下水道中期ビジョン（R3.3改定）



#### 使用料収入の見通し

第1回審議会資料より（R7.10.3）

# 2. 答申書 (案) について

## 答申書 (案)

### 2 答申内容

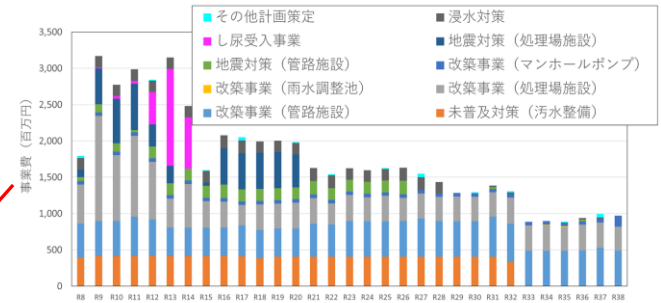
#### 1) 那須塩原市下水道事業経営戦略の改定

本市では、令和2年度に策定した「那須塩原市下水道中期ビジョン」及び「経営戦略」を指針として、下水道事業を推進しています。

しかしながら、下水道事業を取り巻く環境は経営戦略策定時から大きく変化しています。特に、**黒磯水処理センターへのし尿受け入れ事業の実施に伴う施設改修の計画前倒しや、急激な物価・人件費の高騰**といった、当初は見込んでいなかった事象が発生しており、**施設の老朽化対策や地震対策と合わせて財政負担のさらなる増加が見込まれます。**

このような状況を踏まえ、**下水道事業の持続的かつ安定的な運営を図るため、最新の投資計画や社会経済情勢を反映した、下水道事業経営戦略の改定が必要であると判断します。**

## 根拠資料・審議経緯

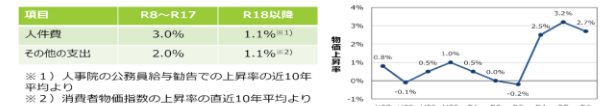


第2回審議会資料より (R7. 11. 20)

### 2 財政収支見通し (現行料金)

#### ②物価上昇等

近年は物価の高騰が著しく、財政収支の検討を行う際にもその設定が重要となります。  
 今回の財政収支見通しでは、国の予測値等を参考に、人件費や各支出に以下のような増加率を加味しています。



#### ③企業債の償還条件

建設投資などに充当するために借り入れた企業債は、現行の那須塩原市の条件に基づき、将来の償還額 (返済) と支払利息を算定します。

項目	償還方法	償還期間	うち償還期間	年金利
管路施設	元利均等方式	40年	5年	2.6%
処理場などの土木・建築施設	元利均等方式	30年	5年	2.6%
流域下水道建設負担金	元利均等方式	20年	3年	2.1%

29

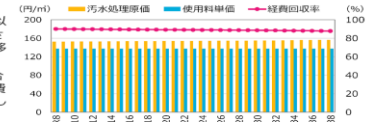
第1回審議会資料より (R7. 10. 3)

### 2. 財政シミュレーション

#### (3) 財政シミュレーションのまとめ (現状維持の場合)

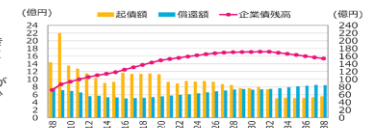
#### (3)経費回収率

汚水処理原価については、一定以上の資本費が汚水処理費から除外されたことから152~156円/m<sup>3</sup>で推移します。  
 現行の使用料水準を維持した場合 (使用料単価137.5円/m<sup>3</sup>)には、経費回収率は90%程度で推移する見通しです。



#### (4)企業債

令和14年度頃まで規模の大きな建設投資が続くため、総償還額が大きく、企業債残高は最大約170億円に達する見通しです。  
 令和30年度頃からは償還額の方が大きくなるため、企業債残高は減少に転じます。



29

第2回審議会資料より (R7. 11. 20)

## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

#### 2) 下水道使用料改定の見直しの必要性の有無

公共下水道については、費用負担原則（雨水公費、汚水私費）に基づき、自立的な財政運営を目指す必要があります。

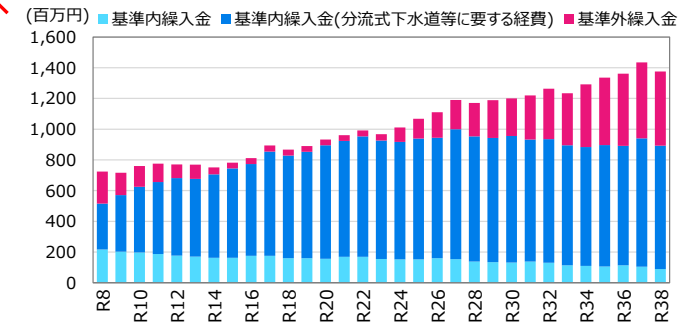
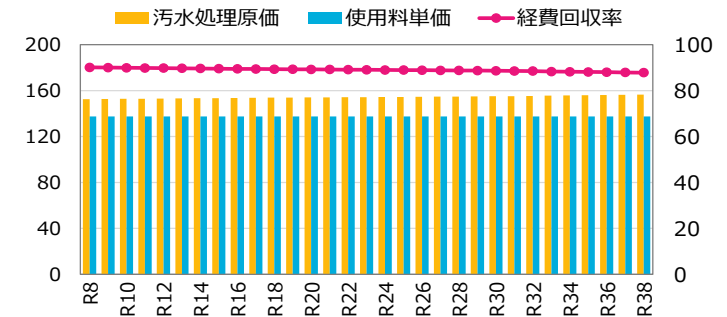
現状を維持した場合の将来の財政収支を予測したところ、経費回収率は 100% を下回りました。これは、有収水量の減少に伴う使用料収入の減収や、物価高騰による維持管理コストの増大等が主な要因です。現在の使用料水準を維持したままでは、汚水処理に要する経費の回収が困難となり、必要な汚水経費の回収が難しくなり、その不足分を賄うために、一般会計から基準外繰入金を繰り入れ続けなければならない状況となります。

さらに、今後は多額の建設投資が見込まれることから、減価償却費や支払利息などの資本費が増加し、それに伴い基準内繰入金も増加する状況となります。基準内繰入金の財源は、国からの地方交付税も充当されますが、多額の市税も充当され、市全体の財政に影響を与えることに留意が必要です。

加えて、資金不足を補填するための一般会計繰入金（基準外繰入金）については、実質的に自己資本の形成に寄与するものであるという性質を踏まえ、会計上「収益的収入」から「資本的収入（出資金等）」へと整理方法を改めることが適当と考えます。なお、分流式経費を含め、その性質上、直ちに解消すべきものではないため、一般会計との協議を通じて将来的な目標水準を定めていくことが望ましいと考えます。

こうしたことから、下水道事業の経営健全化のためには、経費回収率 100% を早期に達成するとともに、負担区分原則に基づく一般会計との財政関係の適正化に向けて、下水道使用料の改定が必要と判断します。

### 根拠資料・審議経緯



#### 3) 下水道使用料見直しの必要性 事務局から資料に基づき説明

会長：少なくとも基準外繰入金については、本来下水道使用料で回収すべきとされている経費であるため、このまま放置してよいのかという点であると思う。他に何かあるか。なければ具体的な改定幅の議論は次回以降とし、本日は見直しが必要であるという点で共通認識を確認したいが、いかがか。

<委員賛同>

## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

#### 3) 下水道使用料の改定率及び実施時期並びに新旧使用料表

使用料の改定率については、前述の下水道事業の財政の方向性に基づき、速やかに経費回収率が100%を上回ることを目標に、改定率11.5%とすることが適当と判断します。

使用料体系については、近年の利用者別の件数や水量等の動向を検証したところ、前回改定以降の状況に顕著な変化は見られないことから、大きな体系の見直しは不要と判断し、基本使用料と従量使用料を同じ改定率で引き上げることが適当と考えます。

改定の実施時期については、一般会計に過度に依存せず、安定的な経営を維持するためには早期の改定が必要です。その上で、市民生活や企業活動への影響を鑑み、また、市民への丁寧な説明を行ったうえで十分な周知期間を確保するため、令和9年4月から新使用料を適用することが適当であると判断します。

### 根拠資料・審議経緯

#### 3. 下水道使用料改定案

##### (1) 改定率について

下水道使用料の改定率については、前述の財政の方向性に基づき、速やかに経費回収率100%を達成することを目標とした改定率を設定するものとした。この場合、令和9年度に改定率11.5%を見込むものとし、これにより今後5年間、経費回収率は100%を下回らない見通しです。

##### 【下水道使用料・改定率の設定】

■ 令和9年度 改定率 11.5%  
(使用料単価137.48円/㎡→153.22円/㎡)

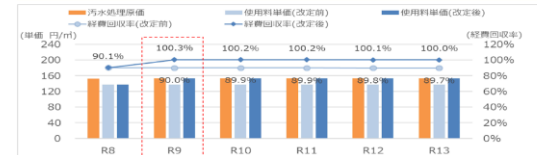


図 経費回収率の動向について

P25

#### 2. 下水道使用料改定の基本方針

##### (4) 下水道使用料改定の基本方針

下水道使用料については、社会情勢の変化に応じて、基本使用料や累進度等の設定について見直すことが望ましいと言えます。

##### 直近動向

- ※0~100㎡/2か月以下の区分は一般家庭、100㎡/2か月超の区分は事業者等と想定されます。
- ・0~60㎡/2か月の使用者は、水洗化人口に連動し、件数・水量は増加しています。
- ・61~100㎡/2か月の使用者は、件数・水量ともに減少傾向であり、世帯の小規模化による少量利用者グループへの移動が要因と考えられます。
- ・101㎡/2か月以上の使用者等の件数・水量は全体の約3割を占めていますが、全体からのシェアは減っています。

##### まとめ

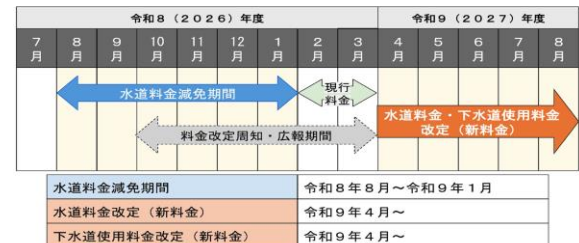
近年の利用者別の件数や水量等の動向を検証しましたが、前回改定で想定していたような動向（少量利用者のシェア増加や大量利用者のシェア減少など）が読み取れるため、大きな体系の見直しは不要であり、下水道使用料の水準のみに対応する方針にしました。  
また、公平性から基本使用料と従量使用料を同じ改定率で一律値上げすることが適当だと考えられます。

第3回審議会資料より (R8. 1. 22)<sup>24</sup>

#### 料金改定のスケジュール

##### 実施スケジュールについて

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金減免を実施予定。現行料金に一時戻した後、令和9年4月より今回の料金改定を実施。



22

第4回審議会資料より (R8. 3. 25)

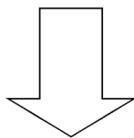
## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

別表 改定後の下水道使用料表

【現行】 (税抜・2箇月あたり)

基本使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたり)	
	区分	金額
2,200円	20m <sup>3</sup> まで	35円
	20m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	105円
	40m <sup>3</sup> を超え 60 m <sup>3</sup> まで	113円
	60m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	121円
	100m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	127円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	133円



【改定後】 (税抜・2箇月あたり)

基本使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたり)	
	区分	金額
2,453円	20m <sup>3</sup> まで	39円
	20m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	117円
	40m <sup>3</sup> を超え 60 m <sup>3</sup> まで	126円
	60m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	135円
	100m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	142円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	148円

## 根拠資料・審議経緯

### 3. 下水道使用料改定案

#### (2) 下水道使用料改定案

改定案については、前述の方向性に基づき、以下のような案を設定しました。

改定案	改定率	趣旨
1回の改定で経費回収率100%を達成	令和9年度 11.5%	令和9年度から5年間、経費回収率100%を下回らないように改定率を設定。

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> まで	35円
	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	105円
	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	113円
	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	121円
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	127円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	133円

→ 一律11.5%引き上げ

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,453円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> まで	39円
	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	117円
	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	126円
	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	135円
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	142円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	148円

26

第3回審議会資料より (R8.1.22)

## 2. 答申書（案）について

### 答申書（案）

#### 3 審議会としての附帯意見

##### 1) 市民への丁寧な説明について

下水道使用料の改定にあたっては、上下水道事業の現状、使用料の改定の必要性、改定後の各使用者への影響などについて、市民が理解できるよう、分かりやすく、丁寧な説明を行うとともに、多様な方法により広く周知し、また平素から市民との双方向のコミュニケーションに努めることを要望します。

##### 2) 継続的な使用料の適正性の検証について

市民生活に欠かせない重要なライフラインを次世代へ引継いでいけるよう、社会・経済情勢、経営状況を注視し、下水道使用料が適正であるかについて、財政投資計画及び下水道使用料の定期的な検証と見直しを要望します。

### 根拠資料・審議経緯

E委員：昨今の節水意識の高まりの中で値上げとなることについて、市民の懸念を払拭するために、値上げを行う理由の説明や啓発活動が必要であると考えます。

会長：重要な指摘である。市民の負担が増える以上、背景を理解していただくことが不可欠である。改定が決定した際には、十分な周知と双方向のコミュニケーションをお願いしたい。現在、学校教育等の枠組みで上下水道に関する出前授業などは行っている。

事務局：出前講座の枠組みはあるが、上下水道の仕組みを説明するようなものは実施していない。過去には小学生の施設見学があったが、コロナ禍以降、現在は中断している。

会長：委員の意見を踏まえ、さらなる啓蒙・啓発活動を検討願いたい。他に何か。

第3回審議会議事録より（R8.1.22）

#### 2. 財政シミュレーション

##### ■基本条件 下水道使用料の体系について

本市の下水道使用料は、平成26年から平成27年にかけて、2か年にわたり審議会での審議を行い、平成30年10月1日から新使用料体系に移行しました。

現行の使用料体系は、以下の事項のような改定を行いました。

【現行の使用料体系・改定時の考え方】

種別	基本使用料 料金	従量使用料（1mにつき）	
		汚水費	料金
一般用	2,200円	20mまで	35円
		20mを超え 40mまで	105円
		40mを超え 60mまで	113円
		60mを超え 100mまで	121円
		100mを超え 200mまで	127円
		200mを超えるもの	133円

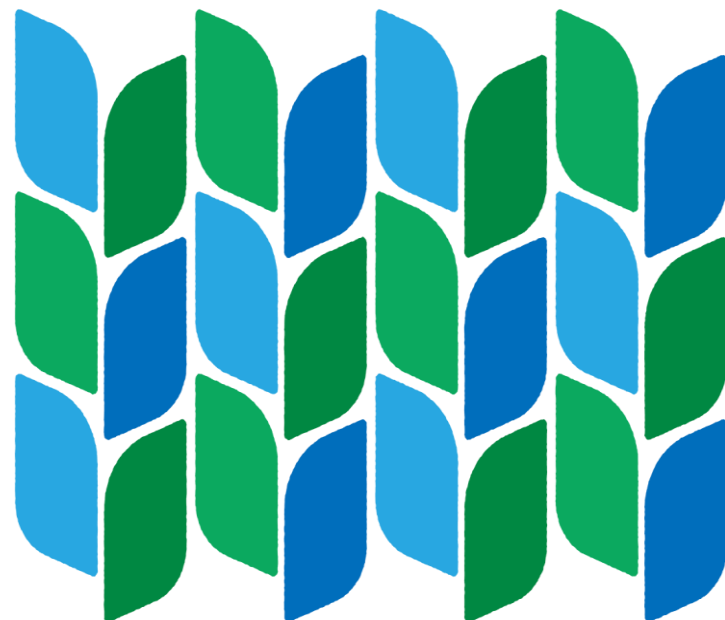
①使用料体系の統一  
同一市内で負担が異なる状況にあったことから、単一の体系に統一しました。

②基本水量設定の見直し  
近年は社会情勢の変化により、核家族化や節水意識の向上等が進んでいることや水道事業との整合性等を考慮し、利用者の節水努力に応えることも念頭におきつつ、基本水量を廃止することとしました。

③従量使用料の水量区分の見直し  
基本使用料の引き上げに伴い、一定の影響を受ける一般家庭等の負担軽減を目的に、従量使用料の水量区分の追加を行いました。

④利用者間の負担バランスの是正  
将来の少子高齢化や厳しい経済状況を踏まえ、基本使用料への負担バランスを高め、大量排水者の動向に左右されにくい、下水道経営の安定化に資するような使用料改定案を設定しました。

第2回審議会資料より（R7.11.20）



好きを、編む。  
那須塩原市